

## 第38回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年6月28日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 箱石雄彦

農政係長 酒井美和子

農地係長 中田昌浩

## 5 議 事

- |         |         |  |
|---------|---------|--|
| 日程第 1   |         | 総会成立報告   |
| 日程第 2   |         | 開会   |
| 日程第 3   |         | 議事録署名委員の指名                                     |
| 日程第 4   |         | 会期の決定  |
| 日程第 5   |         | 会務報告   |
| 日程第 6   | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の<br>交付について            |
| 日程第 7   | 報告第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について                       |
| 日程第 8   | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）<br>による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9   | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                         |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期<br>報告について            |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                              |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議に<br>ついて                 |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更の変更について                        |
| 日程第 1 4 |         | 次回総会日程（予定）について                                 |

事務局 長

第38回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員11名のところ11名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

牧草収穫の真っ最中ということで、大変お忙しい中での第38回総会に全委員の御出席をいただきましてありがとうございます。

今月の13日でございますけれども、年金協議会主催のパークゴルフ大会を開催いたしました。諸般の事情により30分遅れての開会となりましたが、34名の参加をいただき大変盛大に開催され、終了後には焼肉を囲みながら親睦を深めたところでございます。参加された委員、事務局の皆さまにはお礼を申し上げたいと思います。

また、5月29日には東京で全国農業委員会会長大会と北海道選出の国会議員要請集会が開催され、局長と参加してまいりました。要請集会では、平成27年3月に閣議決定された食料農業農村基本計画について、今後の見直しについても制定が必要という状況を踏まえながら、農地担い手に係る対策を中心に取り組みをしていきたいということで、与党、野党に分けて行ったところでございます。

全国会長大会につきましては、会務報告の中で報告しますが、全国約1,800名の参加での開催となりました。

さて、今回の総会は、今期最後の総会となろうかと思いましたが、今期で退任をされる百々委員、永洞委員におかれましては、長い間農業委員会活動に対しまして大変貢献をしていただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。また、今後送別会等を考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回は報告が3件、付議案件が5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番 白川英之委員、11番 谷口委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

各 委 員

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成28年4月に施行された改正農地法の第4条第3項では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会及び〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請3件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は茶内西3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、整理番号2は茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、整理番号3は姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏でございますが、いずれの案件につきましても、北海道農業会議への意見聴取

を経て、北海道知事に意見書の送付を行っており、その後、○月○日付け及び○月○日付けで許可決定の通知をいただき、同日付けで農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。本案については、整理番号2で○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。質疑の順番につきましては、整理番号1、3、2の順番に行いたいと思います。

それでは、まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。〇〇番〇〇〇〇委員は、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第7 報告第2号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第2号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されており、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、1件の合意解約に係る報告でございますが、整理番号1は、釧路郡釧

路町東陽西1丁目〇〇番地〇、〇〇 〇氏が、円朱別西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書5ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第3号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勧案して認定農業者又は認定就農者に対

して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。整理番号1は、釧路郡釧路町東陽西1丁目〇〇番地〇、〇〇 〇氏より平成〇〇年〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は円朱別西5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。現地調査につきましては〇月〇〇日に、農地部会の方々により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、土地利用の将来的な見通しや安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議制度により〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の買入れが必要であると判断し、このあとの議案第4号で町長に対し買入れ要請を行うことで決定いたしました。土地の詳細につきましては、議案書8ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に、整理番号2は、野付郡別海町別海〇〇〇-〇、〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は熊牛基線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。現地調査につきましては〇月〇〇日に、農地部会の方々により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、本件につきましても、整理番号1と同様に、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議制度により〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の買入れが必要であると判断し、このあとの議案第4号で町長に対し買入れ要請を行うこととしております。土地の詳細につきましては、議案書10ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調整委員の方々、何かありませんか。

各 調 整 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、報告第3号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、



議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、報告第2号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第9 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と

します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件と賃貸借による権利の設定6件、合計7件の許可申請でございますが、整理番号1は、釧路市紫雲台〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西19線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2から4は、西円朱別西16線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を周辺農家3軒に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございますが、整理番号2の対象地は、西円朱別西15線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西17線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号3の対象地は、西円朱別西14線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西14線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号4の対象地は、西円朱別西15線〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西16線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号5から7は、釧路市美濃14線〇〇〇番地の〇〇、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を周辺農家3軒に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございますが、整理番号5の対象地は、浜中基線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号6の対象地は、浜中基線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西6線〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号7の対象地は、浜中基線〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内東1線〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするも

のでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
まず、整理番号1について、4番穴吹委員、お願いします。

穴吹委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。  
次に、整理番号2から4について、7番橋場委員、お願いします。

橋場委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。  
次に、整理番号5から7について、3番永洞委員、お願いします。

永洞委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。  
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号1で、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号2から7の質疑を順に行います。  
まず、整理番号2について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号2から7を順に採決いたします。  
お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号5を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号6を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号7を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認し、総会で決定することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の法人形態要件として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、売上高の過半を占める事業が農業であるか、3点目の構成員・議決権要件として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の役員要件として、役員の過半が年間150日以



議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2の質疑を行います。○番〇〇〇〇委員は、ここで退席願います。  (〇〇〇〇委員退席、退室)  それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。



次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第11 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入1件、個人間での賃貸借9件と利用権移転3件の、合計13件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、鉦路市白樺台3丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏で、対象地は茶内西12線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2から10の利用権を設定する者は、茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、周辺農家9軒に賃貸借による権利の設定をしようとするもので、整理番号2の対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3の対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号4の対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号5の対象地は、茶内西13線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号6の対象地は、茶内西6線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西5線〇〇〇番地、〇〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号7の対象地は、茶内西6線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇

〇〇㎡で、この土地を茶内西6線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号8の対象地は、茶内西7線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号9の対象地は、茶内西6線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号10の対象地は、茶内西6線〇〇〇番の内ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西6線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号11の所有権を有する者は、茶内西15線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西14線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、茶内西14線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号12と13でございますが、整理番号12の所有権を有する者は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西9線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号13の所有権を有する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西11線〇〇〇番の内、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡でございますが、借受人である、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1と13で、〇番〇〇〇〇委員、整理番号9で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議

規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。質疑の順番につきましては、整理番号1と13の審議を行い、そのあとに整理番号2以降の審議に入りたいと思います。

それでは、まず、整理番号1の質疑を行いますので、○番○○○○委員は、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号13の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号13を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号13は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室 着席)

次に、整理番号2から8の質疑を順に行います。

まず、整理番号2について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 議	委 員 長	(質疑なしの声)  質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号2から8を順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声)  異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声)  異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声)  異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声)  異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号9の質疑を行います。○番〇〇委員は、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号9を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号10から12の質疑を順に行います。  
まず、整理番号10について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号11の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号12の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号10から12を順に採決いたします。  
お諮りします。

整理番号10は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号11を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号11は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号12を採決いたします。



本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号12は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては2件の買入協議でございますが、整理番号1は、鉏路郡鉏路町東陽西1丁目〇〇番地〇、〇〇 〇氏所有地に係るもので、平成〇〇年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

次に、整理番号2は、野付郡別海町別海〇〇〇-〇、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第13 議案第5号浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案については、平成29年6月1日付けで「浜中町農業振興地域整備計画書の変更について」という標題で浜中町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、あるいは基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村は農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅の建設2件と通信鉄塔建設1件に係る農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました同法第13条第1項の「経済事情の変動その他の推移により農業振興地域の区域に変更」が生じたことによる計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上のとおり、町長に対し意見の報告をするものでございますが、概要につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。</p> <p>日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より申し上げます。</p>
事 務 局 長	<p>次回総会日程につきましては、改選後初の総会となるため、町長からの招集となります。町長と連絡を取りまして、今のところ7月25日で調整しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より次回総会日程について報告がありました。</p> <p>この件につきましては、私たちには決定権はありませんが、町長との調整で7月25日に予定しているとのことですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。</p> <p>今期最後の総会でございますので、私の方からお礼を申し上げたいと思います。本日は、第38回の総会でございます。任期は、まだ7月19日までありますが、これまで3年間、農業委員会活動に対し、精力的に行ってきたと認めてございます。皆様方の御協力、御指導には大変感謝をしております。心からお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>特に、今期は町長に対する最後の建議活動を行い、その取りまとめでは、代理を中心として、農業の各団体からの意見集約を行い、1年以上にわたり活動していただきました。また、農業委員会の広報活動においては、農政部会長を中心として充実を図ってまいりました。さらに一昨年には、道内2カ所目となる女性委員の組織として根釧女性農業委員の会も設立されるなど、皆さんがそれぞれ一生懸命活動されてきたのではないかと認めてございます。</p> <p>酪農情勢は少しよくなったとはいえ、国際情勢の中では依然厳しい状況にあり、今後においても酪農家の戸数の減少も予想がされます。いかに農地を守り、優良</p>

農地として適正に活用していくかということは、我々農業委員会に課せられた大きな使命だと思っております。

平成27年には農業改革ということで農業委員会も大きく様変わりをいたしました。まだまだ改革は続くとは思いますが、今後も引き続き生産現場の意見を中央に伝える努力をしていきたいと思っております。

浜中町の約1万5,000ヘクタールの農地を今後も優良農地として担い手に引き継いでいき、少しの耕作放棄地もない対応をしていきたいと思っておりますので、委員の皆さまにおかれましては、引き続きスピード感をもって色々な問題に対応していただきたいと思っております。

簡単ではございますが、これからの皆様方の御活躍に期待をしながら、最後の総会のあいさつに代えさせていただきたいと思っております。また、冒頭でも申し上げましたけれども、百々委員、永洞委員につきましては改めてお礼を申し上げたいと思っております。

皆様方3年間本当にお疲れさまでした。

大変御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 10番 白川 英之

浜中町農業委員会 11番 谷口 正明

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 5月13日

第38回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	穴吹委員、嵯峨委員、谷口委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員3名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第38回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	賃借人は個人経営であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない



## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第38回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号3 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第38回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号4 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 5月13日

第38回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号5 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 5月13日

第38回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号6 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1項 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 5月13日

第38回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号7 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1項 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会  
議案第 3 号 整理番号 1 (所有権移転)

移転を 受ける者	○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	移転を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 38 回浜中町農業委員会総会  
議案第 3 号 整理番号 2 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 38 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 3 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	



## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 4 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 5 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 38 回浜中町農業委員会総会  
議案第 3 号 整理番号 6 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 7 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会  
議案第 3 号 整理番号 8 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 9 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 38 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 10 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 1 (利用権移転)

移転を 受ける者	○ ○ ○ ○	移転を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	



## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 2 (利用権移転)

移転を 受ける者	○ ○ ○ ○	移転を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	